

新旧対照表

新（第2期）	旧（現行計画）
<p>1 計画策定の背景 （前文略）</p> <p><u>計画は2016年（平成28年）3月に策定し、当初計画期間を3カ年としたが、期間内の漁業不振等により現行計画の評価を行いづらい状況となったことから、計画期間を2020年（令和2年）3月まで1年間延長した。</u></p>	<p>1 計画策定の背景 （前文略）</p> <p>（一）</p>
<p>2 計画の目的</p> <p><u>えりも地域ゼニガタアザラシの管理の目的は、ゼニガタアザラシが絶滅危惧種に戻ることがないように、えりも地域におけるゼニガタアザラシ個体群と沿岸漁業を含めた地域社会との将来にわたる共存を図ることである。そのため、本管理計画は環境省が多様な事業主体との連携により、個体群管理、被害防除対策を進め、個体群動態に係るモニタリング等の手法を確立することを目的とするものである。</u></p>	<p>2 計画の目的</p> <p><u>管理計画は、ゼニガタアザラシが絶滅危惧種に戻ることがないように、えりも地域におけるゼニガタアザラシ個体群と沿岸漁業を含めた地域社会との将来にわたる共存を図るために、環境省が多様な事業主体との連携により、個体群管理、被害防除対策、モニタリング等の手法を確立することを目的とするものである。</u></p>
<p>3 管理すべき鳥獣の種類 （略）</p>	<p>3 管理すべき鳥獣の種類 （略）</p>
<p>4 計画の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和2年（2020年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までとする。</u> ・ <u>なお、概ね3年経過時まででそれまでの事業について科学的知見に基づく中間評価を行う。</u> 	<p>4 計画の期間</p> <p><u>平成28年4月1日から平成32年（2020年）3月31日までとする。</u></p>
<p>5 特定希少鳥獣の管理が行われるべき区域 （略）</p>	<p>5 特定希少鳥獣の管理が行われるべき区域 （略）</p>
<p>6 特定希少鳥獣の管理の目標</p>	<p>6 特定希少鳥獣の管理の目標</p>

(1) ゼニガタアザラシの持続可能な個体群レベルの維持と、漁業被害の軽減に向けた管理を行う。

- ・ 順応的管理の考え方に基づき管理計画を適切に実施するため、毎年度、事業実施計画（以下「実施計画」という。）を定めるとともに、実施結果を検証し、次年度の実施計画に反映する。
- ・ 非致命的被害防除だけでは、個体数増加に伴う被害範囲拡大等の漁業被害が避けられない部分があることから、漁業被害を軽減するためにゼニガタアザラシの捕獲（譲渡・捕殺）を実施する。
- ・ ただし、当該個体群の持続可能性を保証すべく、100年以内に絶滅する確率が10%未満となるよう留意する。
- ・ なお、自然災害等により地域個体群の絶滅確率が10%を超えることが予測された場合には、捕獲を中止し個体群の回復状況をモニタリングし捕獲再開の可否を判断する。
- ・ また、実施計画において管理計画期間内に生息個体数の管理の目標を達成した場合は、漁業被害状況を踏まえつつ個体数の調整・維持を継続させる。
- ・ 捕獲と混獲の年間総限度数は、順応的管理の観点から、そして疫病発生等の不測の事態への対応を可能とすることから、直近の生息状況評価や、前年までの人為的死亡個体数とその性比・年齢組成をもとに見直しを行い、実施計画に定める。
- ・ 実際の捕獲数が計画捕獲数と比較して増減が生じた場合は、翌年度の捕獲数の設定の中で調整する等柔軟に変更する。
- ・ 適正な個体群管理に向けて、上記を行いつつ計画の見直しに必要な情報を収集する。

(2) 被害防除手法の改良により漁業被害の軽減を図る。

- ・ これまで実施してきた各種の防除手法の結果を検証し、現在の手法の改良（漁網の改良、捕獲時間等）や新たな手法の開発を進め、社会的条件を踏まえ導入を進める。
- ・ これらの手法には、漁業者の意見を十分に取り入れるとともに、研究者等を含めた協力関係の下で取組を実施する。

(1) ゼニガタアザラシの持続可能な個体群レベルの維持と、漁業被害の軽減に向けた管理を行う。

- ・ 被害防除だけでは、個体数増加に伴う被害範囲拡大等の漁業被害が避けられない部分があることから、漁業被害を軽減するためにゼニガタアザラシの捕獲を実施する。
- ・ ただし、当該個体群の持続可能性を保証すべく、100年以内に絶滅する確率が10%未満となるよう留意する。
- ・ 捕獲と混獲の年間総限度量は、順応的管理の観点から、そして疫病発生等の不測の事態への対応を可能とすることから、直近の生息状況評価や、前年までの人為的死亡個体数とその性比・年齢組成をもとに毎年見直しを行う。
- ・ 捕獲数は、前年の混獲による死亡個体数の動向を踏まえて柔軟に変更する。
- ・ 適正な個体群管理に向けて、上記を行いつつ計画の見直しに必要な情報を収集する。

(2) 被害防除手法の改良により漁業被害の軽減を図る。

- ・ これまで実施してきた各種の防除手法の結果（参考資料8）を検証し、手法の改良（漁網の改良、音波忌避装置の改良や設置条件の検討等）や新たな手法（漁網等へ侵入する常習個体の確保、学習放獣等）を確立する。
- ・ これらの手法には、漁業者の意見を十分に取り入れるとともに、研究者等を含めた協力関係の下で取組を実施する。

<p>7 特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの調査から、混獲されやすい幼獣個体ではなく、特定の亜成獣以上の個体がサケ定置網において被害を及ぼすことが明らかとなってきた。このことから、定置網に執着している亜成獣以上の個体を優先的に捕獲し、また、幼獣の混獲を回避する技術を開発する。これらの技術を確立することにより、定置網に執着している亜成獣以上の個体を優先的に捕獲し、混獲による個体を減らすよう努める。<u>なお、計画捕獲数と比較して当該年捕獲数に増減があった場合には、捕獲限度数を考慮した上で毎年度定める事業実施計画において調整する。</u> 捕獲する手法については、定置網自体やアザラシ捕獲用わなによる捕獲等、定置網に執着している個体を<u>選択的に捕獲できる手法を基本とし、補助的手法として刺し網等による捕獲も実施する。</u> その他の手法（銃器等）についても、必要に応じて検討する。 捕獲にあたっては、地域住民と連携して行うものとする。 捕獲した個体については、適正な個体群管理に資するデータ収集のための研究利用や、教育目的等で計画的に飼育する個体の動物園・水族館への譲渡も含め、可能な限り有効に活用する方法を検討する。なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法で行う。 	<p>7 特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの調査から、混獲されやすい幼獣個体ではなく、特定の亜成獣以上の個体がサケ定置網において被害を及ぼすことが明らかとなってきた（<u>参考資料2、3</u>）。このことから、定置網に執着している亜成獣以上の個体を<u>選択的に捕獲し、また、幼獣の混獲を回避する技術を開発する。これらの技術を確立することにより、定置網に執着している亜成獣以上の個体を<u>選択的に捕獲し、混獲による幼獣死亡個体を減らすよう努める。</u></u> 捕獲する手法については、定置網自体やアザラシ捕獲用わなによる捕獲等、定置網に執着している個体を<u>選択できる手法を基本とする。</u> その他の手法（銃器等）についても、必要に応じて検討する。 捕獲にあたっては、地域住民と連携して行うものとする。 捕獲した個体については、適正な個体群管理に資するデータ収集のための研究利用や、教育目的等で計画的に飼育する個体の動物園・水族館への譲渡も含め、可能な限り有効に活用する方法を検討する。なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法で行う。
<p>8 特定希少鳥獣による被害防除対策に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の被害防除対策を実施する。<u>これらの手法については、予めゼニガタアザラシの習性や行動特性等を十分に踏まえ、その実施と併行して効果の検証を行う。さらに、その他の被害防除に関する手法についても情報収集に努め被害防除技術の確立に向けた検討を行い、新たな手法の開発を進め、社会的条件を踏まえ導入を進める。</u> <p>(1) 漁網の改良 (略)</p> <p><u>(2) 音波忌避装置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 音波忌避装置については、これまでの実施結果から被害の低減や回避行動等の設置効果を評価し、漁業現場での実用性等を踏まえ早期に取扱いを判断す 	<p>8 特定希少鳥獣による被害防除対策に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の被害防除対策を実施する。<u>これらの手法については、その実施と併行して効果の検証を行うとともに、その他の手法についても必要に応じて検討を行うこととする。またこれらの手法の検討・実施についても漁業者の協力を得て行う必要がある。</u> <p>(1) 漁網の改良 (略)</p> <p><u>(2) 音波忌避装置等の改良</u></p> <p>ゼニガタアザラシの忌避効果の高い装置を開発するとともに、より効果を発揮するための設置方法等についても検討する。</p>

<p>る。</p> <p>(3) 被害情報の収集・整理</p> <ul style="list-style-type: none"> サケ定置網及びそれ以外の漁業の被害情報について被害状況を情報収集し、<u>漁業被害の実態を多面的に整理する。</u> 	<p><u>サケ定置網以外の被害情報についても収集し、漁業被害の実態を調査する。特に、タコ漁への被害が甚大になっていることから、それらに対する被害防除の手法について検討を行っていく必要がある。</u></p>
<p>9 その他特定希少鳥獣の管理のために必要な事項</p> <p>(1) 生息地の保護及び地域社会に関する事項 (略)</p> <p>(2) 保護と管理に関する知見の収集・整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>えりも地域のゼニガタアザラシに関する生態、調査や防除対策等に関する知見を収集し、保護と管理に資するよう整理を行う。</u> <p>(3) モニタリングに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>管理計画に基づくゼニガタアザラシの管理を適正に行うためには生息数の把握が重要であることから、継続的にモニタリングを実施するとともに、効率的な手法について検討を進める。</u> 個体群の状況、また管理の効果を検証し、管理計画にフィードバックするため、以下の項目について定期的に点検する。また、順応的管理を行う上で、必要な場合には調査項目を追加する。 <p>ア 生息数及び個体群構成 <u>ドローン等のUAVや目視などによるカウント、個体群構成（齢、性構成）の把握</u></p> <p>イ 混獲数 雌雄別、年齢別、エの指標にも利用</p> <p>ウ 捕獲数 雌雄別、年齢別</p> <p>エ 被害状況 被害範囲や被害程度の把握（魚種別、漁業形態別の被害状況（被害金額など）、</p>	<p>9 その他特定希少鳥獣の管理のために必要な事項</p> <p>(1) 生息地の保護及び地域社会に関する事項 (略)</p> <p>(2) モニタリングに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>本管理計画に基づくゼニガタアザラシの管理を適正に行うため、継続的にモニタリングを実施する。</u> 個体群の状況、また管理の効果を検証し、管理計画にフィードバックするため、以下の項目について定期的に点検する。また、順応的管理を行う上で、必要な場合には調査項目を追加する。 <p>ア 生息数及び個体群構成 <u>ヘリセンサスや目視などによるカウント、個体群構成（齢、性構成）の把握</u></p> <p>イ 混獲数 雌雄別、年齢別、エの指標にも利用</p> <p>ウ 捕獲数 雌雄別、年齢別</p> <p>エ 被害状況 被害範囲や被害程度の把握（魚種別、漁業形態別の被害状況（被害金額など）、</p>

<p>被害率、漁獲量等複数の指標を用いる)、食性調査(胃内容物調査等)、<u>被害意識アンケート、個体識別による定置網執着個体の状況把握</u></p> <p>オ 生息動向 繁殖状況、行動範囲等</p> <p>カ 生息環境 食物資源等、沿岸生態系の評価</p> <p>キ 存続可能性評価</p> <p>(削除)</p>	<p>被害率、漁獲量等複数の指標を用いる)、食性調査(胃内容物調査等)</p> <p>オ 生息動向 繁殖状況、行動範囲等</p> <p>カ 生息環境 食物資源等、沿岸生態系の評価</p> <p>キ 存続可能性評価</p> <p>(3) <u>事業実施計画の策定</u></p> <p><u>順応的管理の考え方に基づき管理計画を適切に実施するため、毎年度、事業実施計画(以下「実施計画」という。)を定めるとともに、実施結果を検証し、次年度の実施計画に反映する。</u></p>
<p>10 計画の実施体制に関する事項 (略)</p>	<p>10 計画の実施体制に関する事項 (略)</p>
<p>引用文献等 (略)</p>	<p>引用文献等 (略)</p>
<p>参考資料 (削除)</p>	<p>参考資料 (別添)</p>